

©beyond2020 プログラムの認証に関するガイドライン

(平成 28 年 12 月 14 日 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議決定)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2. 認証組織</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認証組織は、beyond2020の認証を行うに当たっては、あらかじめ本ガイドラインに基づき、<u>文化庁</u>との協議を経て、「beyond2020プログラムに関する認証要領」(以下「<u>認証要領</u>」という。)を策定する必要がある。</p> <p>(3) 認証組織は、<u>文化庁</u>が実施するbeyond2020の推進に係る調査(認証状況の随時報告、beyond2020の認証を受けた事業・活動(以下「<u>認証事業</u>」という。)の実施状況に係る定期報告等)に協力することが求められる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4. マークの使用</p> <p>(1) 認証事業は、beyond2020のロゴマーク(以下「<u>マーク</u>」という。)を使用することができる。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2. 認証組織</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認証組織は、beyond2020の認証を行うに当たっては、あらかじめ本ガイドラインに基づき、<u>内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局</u>(以下、「<u>内閣官房オリパラ事務局</u>」という。)との協議を経て、「beyond2020プログラムに関する認証要領」(以下、「<u>認証要領</u>」という。)を策定する必要がある。</p> <p>(3) 認証組織は、<u>内閣官房オリパラ事務局</u>が実施するbeyond2020の推進に係る調査(認証状況の随時報告、beyond2020の認証を受けた事業・活動(以下「<u>認証事業</u>」という。)の実施状況に係る定期報告等)に協力することが求められる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4. マークの使用</p> <p>(1) 認証事業は、beyond2020のロゴマーク(以下、「<u>マーク</u>」という。)を使用することができる。</p>

<p>(2) マークの使用に関する一切の権利は、<u>文化庁</u>に帰属する。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>5 ~ 8 (略)</p> <p>9. 遵守事項</p> <p>認証を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ <u>文化庁</u>又は認証組織が行うマークの使用状況等の調査その他の照会に応じること。</p> <p>④ (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11. その他</p> <p>(1) 本ガイドラインに定めるもののほか、beyond2020の認証及びマークの使用に関し必要な事項は、<u>文化庁</u>と認証組織が協議するものとする。</p> <p>(2) <u>内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局</u>は、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する取組を促すために、<u>文化庁</u>の許諾を得て、beyond2020のマークを活用した関連プログラムを実施することにつき、関係府省庁等と連携して、別に定めることができる。</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(2) マークの使用に関する一切の権利は、<u>内閣官房</u>に帰属する。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>5 ~ 8 (略)</p> <p>9. 遵守事項</p> <p>認証を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ <u>内閣官房</u>又は認証組織が行うマークの使用状況等の調査その他の照会に応じること。</p> <p>④ (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11. その他</p> <p>(1) 本ガイドラインに定めるもののほか、beyond2020の認証及びマークの使用に関し必要な事項は、<u>内閣官房オリパラ事務局</u>と認証組織が協議するものとする。</p> <p>(2) <u>内閣官房オリパラ事務局</u>は、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する取組を促すために、beyond2020のマークを活用した関連プログラムを実施することにつき、関係府省庁等と連携して、別に定めることができる。</p> <p>附則 (略)</p>
---	--

附則 (略)

附則

(1) このガイドラインは、令和2年7月1日から施行する。

(2) 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局及び文化庁は、令和2年4月1日から、このガイドラインの施行のための準備を行うものとする。

別表 (略)

附則 (略)

(新設)

別表 (略)